

平成31年度学校施設開放利用団体の申請を受け付けます

田原市教育委員会では、平成31年度の学校利用団体の登録を受け付けます。学校教育に支障のない範囲で開放しますので、スポーツやレクリエーションの目的で定期的に学校施設を利用したい方は申請してください。

開放施設

市内の小・中学校の運動場と体育館、武道場



対 象

市内に在住または在勤の方で構成する10人以上の団体で、定期的に開放施設を利用する団体

使 用 料

○体育館・武道場：1時間あたり100円（10月以降、改訂予定）

○運動場：無料

※同一会場で複数の申し込みがある場合もそれぞれの団体から使用料を徴収します。

登録申請

平成31年2月8日（金）までに①スポーツ課、②田原文化会館、③赤羽根文化会館、④渥美運動公園にある登録申請書に必要事項を記入し、①～④へご提出ください。

（①は月～金曜日 8:30～17:15、②③④は火～日曜日 9:00～17:00）

なお、田原市ホームページ内の学校施設開放のページからも申請書の様式がダウンロードできます。

※郵送、FAX、Eメール可

※メールでの申し込みの場合は、件名を『学校利用団体登録申請書（団体名）』としてください。

※メールにて申し込み後、1週間以内に確認の返信がない場合は、スポーツ課へ一度お問い合わせください。

説 明 会

○ 日 時・・・平成31年3月中旬（後日、団体責任者に通知にて連絡します。）

○ 会 場・・・赤羽根文化会館 文化ホール

申し込みをした団体の責任者またはその代理の方は、必ず出席してください。

事前連絡無しで欠席した団体は団体登録を抹消します。

※裏面の注意事項も必ずご確認ください。



注 意 事 項

＜昨年度との変更点＞

★使用料の減免対象は要件を満たす団体のみとなります。

参考：田原市社会教育施設の使用料に関する規則（抜粋）

（使用料の免除）

第3条

- （1）田原市又は教育委員会が主催若しくは共催する諸事業に利用するとき
- （6）市立の小学校及び中学校に在籍する児童若しくは生徒又は市内に在住する就業前の者を主な構成員とする社会教育関係団体が利用するとき
- （7）市内に在住する満60歳以上の者で組織する社会教育関係団体が利用するとき
- （8）その他前各号に準ずるとき

（使用料の減額）

第4条

- （1）市又は教育委員会が後援する諸事業に利用するとき
- （2）その他前号に準ずるとき

※社会教育関係団体とは、社会教育団体連絡協議会、田原市体育協会、あつみNPOネットワーク加盟団体及びなのはなスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）加盟団体をいいます

★東部中学校屋外運動場夜間照明設備の開放は平成30年11月をもって終了しました。今後は社会体育施設の利用や利用時間の変更等をご検討ください。

- ・営利を目的とする団体は、学校施設の利用はできません。
- ・平成30年度に利用されていた団体で、引き続き利用を希望される団体も新たに申し込みが必要です。（毎年、登録が必要となります）
- ・利用は、1ヶ月あたりおおむね7日間（週2回程度）を限度としてください。
皆さんが利用できるようご協力をよろしくお願いします。
- ・責任者を変更する場合は、引き継ぎをお願いします。
- ・**体育館や武道場を利用する団体は、学校や他の利用団体に迷惑をかけないようルールを守って鍵の貸出返却にご協力くださいますようお願いいたします。**
- ・申し込みいただいた利用希望日時等が重複した場合は、説明会終了後に該当団体同士での協議または抽選の方法により調整させていただきます。なお、公共的団体の利用を優先しますのでご了承ください。

問い合わせ（郵送、FAX、メール先）

〒441-3492 田原市田原町南番場30-1
田原市教育委員会 スポーツ課 スポーツ係
電話 23-3531 FAX 22-3811
E-mail sports@city.tahara.aichi.jp

